3　贈与の供与期限　平成二十五年七月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　杉浦勉在ブルキナファソ大使
ブルキナファソ側　イペネ・ジブリル・バソレ国務大臣兼外務・域内協力大臣

平成二十四年七月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第二百四十六号

パナマ共和国政府は、平成六年十月二十七日にジュネーブで作成された「商標法条約」の加入書を平成二十四年六月七日に世界知的所有権機関事務局長に寄託した。よって、同条約は、平成二十四年九月七日にパナマ共和国について効力を生ずる。

（平成二十四年六月七日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十四年七月十九日

外務大臣　玄葉光一郎

○財務省・農林水産省告示第十五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第二十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十九日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　郡司　彰

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘
七年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十年以下	年六厘五毛
十年を超え十二年以下	年七厘五毛
十二年を超え十三年以下	年八厘五毛
十三年を超え十四年以下	年九厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分五毛
十六年を超え十七年以下	年一分一厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分二厘

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘
七年を超え九年以下	年五厘五毛
九年を超え十年以下	年六厘五毛
十年を超え十二年以下	年七厘五毛
十二年を超え十三年以下	年八厘五毛
十三年を超え十四年以下	年九厘五毛
十四年を超え十六年以下	年一分五毛
十六年を超え十七年以下	年一分一厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分二厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○文化庁告示第二十五号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、一般社団法人衛星放送協会が設置する衛星放送協会記録保存所を公的な記録保存所に平成二十四年七月一日指定したので、同条第二項に基づき告示する。

平成二十四年七月十九日

文化庁長官　近藤　誠一

○厚生労働省告示第四百三十二号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十四年七月十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

品種又は品目	名称	申請者
大豆	除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズＤＰ―356043―5	デュポン株式会社
わた	チョウ目害虫抵抗性ワタＣＯＴ67Ｂ系統	シンジェンタジャパン株式会社
わた	チョウ目害虫抵抗性ワタＣＯＴ102系統	シンジェンタジャパン株式会社

○農林水産省告示第千七百二十五号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十三号（農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

「年一厘」を「年五毛」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町篠波字本谷七五三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年七月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字小船字鍋土九五一、九五二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）